

# 会 議 録

## 1 会議名

第4回大潟区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

・協議事項（公開）

（1）諮問案件における書面審議について

（2）審議依頼について

・その他（公開）

## 3 開催日時

令和2年7月16日（木）午後6時30分から午後8時15分まで

## 4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐郁代、五十嵐公子、金澤信夫、君波豊（会長）、佐藤忠治（副会長）

新保輝松、関清、土屋郁夫、中野幹根、濁川清夏、俵木一松、俵木晴之、

細井雅明、山岸敏幸（14名中14名出席）

・事務局：大潟区総合事務所 熊木所長、柳澤次長（総務・地域振興グループ長兼務）、  
渡邊教育・文化グループ長、岩片班長、水澤主任（以下グループ長はG長と  
表記）

## 8 発言の内容（要旨）

### 【柳澤次長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

**【君波豊会長】**

- ・挨拶
- ・会議録の確認：佐藤忠治副会長に依頼

**【君波豊会長】**

それでは、3 協議事項（1）諮問案件における書面決議について審議する。事務局から説明してもらおう。

**【岩片班長】**

資料No.1 により説明。

**【君波豊会長】**

まず、書面審議に関する事項を定める理由と書面審議の方法について意見、質問はあるか。

**【土屋郁夫委員】**

会議の運営に関する事項として定めてもらいたいことの（1）書面審議を実施する条件の案の中に、「審議するいとまがない場合」という文言があるが、「いとま」は「ひま」という意味もあり行政用語では使わないのではないか。

**【岩片班長】**

分かりにくいということであれば、その点も含めて協議いただきたい。

**【君波豊会長】**

他にあるか。

（一同無し）

では、会議の運営に関する事項として定めてもらいたいことの（1）書面審議を実施する条件の協議に入る。案が示されているが意見、質問はあるか。

**【土屋郁夫委員】**

案でいいと思うが、実際は誰がそれを判断してやるのか。「その他、前2項に類するとして会長が認める場合」は、前2項も含めて会長であると思うが、最終判断は誰がするのか。

**【岩片班長】**

最終的な判断は、「（2）書面審議の実施に係る判断」の項で協議いただく。

**【土屋郁夫委員】**

了解した。

**【君波豊会長】**

他にないか。

(一同無し)

では、(1) 書面審議を実施する条件はいかがするか。

**【土屋郁夫委員】**

「その他、前2項に類するとして会長が認める場合」で会長が不在の場合はどうするのか。会長または副会長が認める場合にした方がいいのではないか。

**【君波豊会長】**

通例でいくと副会長になるが、皆さんが「その他、前2項に類するとして会長または副会長が認める場合」という文言にした方がいいということであればそうしたい。

**【佐藤忠治副会長】**

正副会長の協議により、会長が決定というのがいいのではないか。地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項について、あらかじめ、市長は地域協議会の意見を聴かなければならないこととされているので、市長というのを入れた方がいいのではないか。諮問は市長からくるものではあるが、条例上はどうなっているのか。

**【岩片班長】**

市長が地域協議会に対して行う諮問である。市長とはっきり書くべきだということであれば自治・地域振興課とも協議したうえで対応したい。

**【土屋郁夫委員】**

諮問があつてから、どれくらいの間には協議会を開催するのか。月1回を目途に協議会開催を予定しているが、どれくらいの期間で審議することを想定しているのか。

**【岩片班長】**

市の諮問があつた場合に、次の協議会開催までに時間がない場合などは、お諮りいただき開催日を変更することもあるかと思う。災害等で集まれる状況にないという場合には、その段階で判断させていただく。諮問の内容が、すぐに答申しなければいけない場合には、早急に協議会開催、あるいは書面審議をしていただくように会長にお諮りし、ルールに基づいて行っていきたい。

【土屋郁夫委員】

前回のジムリーナの諮問の時は、答申までにどのくらいの時間を要したのか。諮問がきて、「来週開催しよう。」とかであったのか。

【佐藤忠治副会長】

諮問は、市議会開催の時に市が提案する内容のことが多い。市議会に提案するのに間に合うように担当課から話ができる。

【土屋郁夫委員】

いつまでに答申してほしいと具体的に示されるのか。

【佐藤忠治副会長】

市議会に提案するのが決まっているため、だいたい示される。

【君波豊会長】

通例では、協議会開催に合わせて諮問案件が出てくる。その協議会において答申ができない場合は、もう一度こちらで協議するなど、余裕をみて諮問されてきている。

【土屋郁夫委員】

協議するまで1カ月くらいあって、答申するまでが1カ月くらいか。

【君波豊会長】

そうである。

【佐藤忠治副会長】

諮問案件は、ほとんど市の担当課が来て説明する。書面審議を実施する条件については、案のとおりでよいのではないか。

【関清委員】

案に、「委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合」とは、どういうことを想定しているのか。また、招集することが適当でないと誰が決めるのか。

【岩片班長】

委員の生命の危険、健康を害する恐れのある場合や、豪雨や災害等で参集する時に危険がある場合である。

【関清委員】

書面審議に関する事項を定める理由に書かれていることか。

**【岩片班長】**

そうである。

**【土屋郁夫委員】**

(1) の書面審議を実施する条件を踏まえて判断するのは、(2) の書面審議の実施に係る判断に例として記載されている人ということか。

**【岩片班長】**

書面審議を実施する条件が揃ったとしても、書面審議にするかどうかを判断するのは、(2) 書面審議の実施に係る判断で決めていただいた方法によることになる。

**【土屋郁夫委員】**

大事なのは、(2) 書面審議の実施に係る判断の部分だと思う。(1) 書面審議を実施する条件は、誰もが案のような場合だと思う。

**【君波豊会長】**

では、(1) 書面審議を実施する条件は、案のとおりでよいか。

**【細井雅明委員】**

基本的に書面審議をしないということを決めた方がいいと思う。安易に書面審議にすることなく、どうしても開催できないという時だけ書面審議にするということによいか。

**【君波豊会長】**

そうである。不測の事態、緊急事態が生じて物理的にも会議の招集ができないときに、書面審議にして答申するという形になると思う。(1) 書面審議を実施する条件は、案のとおりとして、(2) 書面審議の実施に係る判断に入っているか。

(一同了承)

書面審議の実施に係る判断は、3つの例が示されている。ご審議いただきたい。

**【佐藤忠治副会長】**

私は、正副会長の協議により会長が決定するのがよいと思うが、ここに大潟区総合事務所長との協議を付け加えたらよいのではないか。現実的には大潟区総合事務所長から話があって、正副会長が集まって協議することになると思うが、総合事務所の意見を参考に等を入れた方がいいと思う。

**【熊木所長】**

総合事務所とも状況に応じて協議を行うが、判断は正副会長や地域協議会の委員の中

で決めていただきたい。

**【細井雅明委員】**

過半数の委員が書面議決に賛同した場合では、時間が掛かる。正副会長の協議により、会長が決定するのが適当だと考える。

**【土屋郁夫委員】**

諮問がきたという通知は、いつごろくるのか。諮問がきて、協議会が開催できない状況である場合、協議して委員に何日後に伝えることになるのか。

**【君波豊会長】**

それは、書面審議の方法の「諮問に関する資料を委員へ送付」の段階で、各委員に周知される。

**【土屋郁夫委員】**

それでは、各委員は諮問があったことを知らないのか。

**【君波豊会長】**

諮問があれば、資料が各委員に送付されることで知ることができる。

**【土屋郁夫委員】**

それは、総合事務所が各委員に送付するのか。

**【新保輝松委員】**

通常の場合は、諮問の資料は送付されてくるのか。書面審議の場合のみ送付なのか。災害や緊急事態の場合、資料はすぐ送付されずに先に書面審議にするかどうかを決めるのか。

**【岩片班長】**

通常の場合では、協議会開催案内の中で諮問について通知させていただく。諮問に関する資料は、間に合っていれば開催案内に同封する。案件やタイミングによっては、協議会当日にならないと資料を配布できない場合もある。

**【佐藤忠治副会長】**

諮問については、事務局にいつごろ諮問をするという連絡が事前にある。これまでは、事前に諮問の内容を配布する場合と、当日、担当者が説明に来て配る場合とがあった。

**【土屋郁夫委員】**

例えば、次回の協議会までに諮問がきて、資料も配布されていたが開催日直前になっ

て緊急事態があつてやめるということもあるのか。

【君波豊会長】

それは当然あり得る。

【土屋郁夫委員】

その判断をする場合には、委員全員の書面決議では間に合わないので正副会長の協議がいいのではないかと思う。

【佐藤忠治副会長】

諮問についての協議は全員である。

【土屋郁夫委員】

諮問についての内容の協議ではなく、書面審議にするかどうかの判断は正副会長の協議で決定すればいいのではないかと思う。

【佐藤忠治副会長】

諮問については、日程に余裕があれば次の月でも協議できるので、その時の状況にもよると思う。

【土屋郁夫委員】

基本は協議会で集まって協議するが、直前になって協議会を開催することができなく切り替えることも想定できる。その判断を全員でするのは間に合わないので、正副会長がいいのではないかと思う。こういったことは普段はない。非常事態の時だけである。それに全員が合意して、4年間はいいと思うがその先はまた変わることもあるということだと思う。

【君波豊会長】

4年間とか、そうことではないと思う。

【土屋郁夫委員】

今、決める内容はいつまで有効なのか。

【君波豊会長】

大瀨区の緊急事態における諮問案件の取り扱いについては、ここで整理して決めていただいた内容で対応していくということである。今はその内容を決める作業をしている。

【土屋郁夫委員】

了解した。その内容は全住民に公開されるのか。地域協議会というのは、市の条例で

はこうなっていて、大潟区独自のルールはこうであるということで、次回、地域協議会委員になる方はそこを理解してもらったうえで応募していただき、そのやり方に問題があればそこで変えていくということでしょうか。

**【岩片班長】**

地域協議会だよりの編集委員と同じように、会議の運営に関する事項として定めていただくものである。会議の運営に関する事項は、改選の際に定めていただいている。

**【土屋郁夫委員】**

決めた内容はどこかで公開されるのか。

(「会議録で公開される。」の声多数)

普通であれば条例があって、細則があってというような形で公開される。会議録で公開されて我々が知っているだけで、一般の人はホームページで会議録を見なければ決まった内容がわからないということか。

**【佐藤忠治副会長】**

地域協議会だよりを使って周知すればいいと思う。

**【土屋郁夫委員】**

提案だが、そういった内容をホームページに掲載すればすっきりしていいのではないか。地域協議会は何をしているかわからないという人が多い。関心のある内容の諮問について、傍聴を予定していても緊急事態等で書面審議となった場合にはそれができない。住民はその点を知っておいた方がいい。

**【君波豊会長】**

書面審議になった場合、市も取り計らいをしようと思う。

**【土屋郁夫委員】**

書面審議に切り替えるのは、我々協議会もできないわけである。

**【君波豊会長】**

我々も含め市全体で会議を開催することができない場合のために、大潟区の方法を定めておこうということだが、市全体としても非常事態時には各区の諮問案件に対する取扱いについては書面審議という形にオーソライズされると思っている。

**【土屋郁夫委員】**

市役所の1階入口に会議予定が掲載されているが、前々回の大潟区地域協議会がなか



ったことになっていた。情報が古くて、私たちは会議を開催しているのになかったことになっていた。市の情報公開がまったくもって不足しているし、タイムリー性がない。今回の件も決めたのであれば、タイムリーに公開する場を作る。或いは地域協議会が自分たちのホームページを作ってもいいと思う。閉じた会議でなくて、もっと住民の意見を聞き、協議内容や決定事項を示す必要がある。

**【君波豊会長】**

予定が掲載されていなかったというのは、いつの協議会か。

**【土屋郁夫委員】**

前々回である。市役所にクレームをつけた。その記録が残っていれば分かると思う。掲示されていた用紙に日付もなかったので、記載を要請した。最近は日付が入るようになった。

**【佐藤忠治副会長】**

協議した内容は、地域協議会だよりやトピックスを使って住民に周知するべきだと思う。

**【土屋郁夫委員】**

それは従来の方法である。紙を見ない人も大勢いる。今、世の中で普通に情報を得るのはスマートフォンである。

**【俵木晴之委員】**

土屋委員に質問する。通常やっている地域協議会について、住民はどのように開催を知るのだと思っているか。

**【土屋郁夫委員】**

ほとんど知らないと思う。私は、上越タイムスから情報を得ている。

**【俵木晴之委員】**

通常を開催を住民があまり承知していないなら、緊急事態時の開催中止のアナウンスも必要ないのではないか。

**【土屋郁夫委員】**

今の状態に疑問がある。

**【俵木一松委員】**

本題からかなり離れている。今の土屋委員の質問や意見は、本日の協議事項の後にし

ていただけないか。話がまったく前に進まない。市役所の会議予定に掲載されているかどうかは別問題だ。まず、今日決めなければならない案件を進めなければ、いつまでたっても終わらない。

**【土屋郁夫委員】**

では、進めてください。

**【君波豊会長】**

今の件は、事務局から調べてもらう。

書面審議の実施にかかる判断について、皆さんの考えをまとめていただきたい。事務局も加わって正副会長の協議により会長が決定という意見や、過半数の委員が書面議決に賛同した場合は、決定までに時間が掛かるといった意見が出ていた。

**【金澤信夫委員】**

例②の原文のままでもいいと思う。正副会長が協議するときは、いろいろなところから意見を聞き、参考資料を確認したりして協議すると思うので、「正副会長の協議により、会長が決定」でよいと思う。

**【俵木晴之委員】**

私も賛成である。先ほど土屋委員が発言したとおり、会長が体調不良等で対応できない場合は、副会長が対応する形になると思うので②でいいと思う。

**【君波豊会長】**

では、「正副会長の協議により、会長が決定」でよいと思う方は挙手を願う。

(全員挙手)

書面審議の実施に係る判断は、「正副会長の協議により、会長が決定する」ことに決定する。

次に、書面審議の表決について質問や意見はあるか。

**【土屋郁夫委員】**

書面審議の表決は、諮問があったものに賛成か反対かという意味か。例えば、ジムリーナを建設する計画があるが、住民として意見があるかと聞かれるのか、賛否を聞かれるのかという基本的なところを聞きたい。

**【君波豊会長】**

以前、ジムリーナの開館時間の諮問があった。午前10時から午後9時までとすると

いったものに対して、地域協議会として市長の考えどおりでいいといった答申をした。賛否よりもその考えや方法で実施してくれといった答申であった。

【佐藤忠治副会長】

表現は「適当である。」であった。

【土屋郁夫委員】

施設の廃止などは、賛否になるのでないか。

【君波豊会長】

言葉としては「適当である。」という表現で答申する。

【関清委員】

そういう言葉を使っていくのか。

【佐藤忠治副会長】

そうである。

【関清委員】

私は、そういった政治用語は違和感がある。特殊な用語である。「それでいいと思います。」とか「了解されました。」とか素直な表現に変えていかないか。

【土屋郁夫委員】

実例がなく、よくわからないが。

【佐藤忠治副会長】

今のは一例である。答申案は皆さんに提案をして協議をする。これまでの例では、正副会長が答申の文案を作成し、それを協議して答申する。

【俵木晴之委員】

案件によっても違うと思われる。

【君波豊会長】

他にないか。附帯意見についてもお考えを聞きたい。

【佐藤忠治副会長】

ジムリーナの諮問の時に附帯意見をつけた。

【土屋郁夫委員】

了解した。上越市地域協議会委員手引きによると、「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。地域協議会としての意見がまとまら

ない場合にあつては「意見の集約ができないため、答申することができない」といった意見を市に返すこととなりますと記載されている。

**【君波豊会長】**

それを協議会の中で協議できればいいが、書面審議になると意見交換ができない。書面審議の表決についていかがするか。案のとおり、「委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があつたものとみなす。前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる」としてよいか。

(賛成の声)

**【土屋郁夫委員】**

可否同数の時は、「意見の集約ができないため、答申することができない。」という選択肢もあるのではないか。

**【俵木一松委員】**

同数の場合、再考するのがいい場合もある。

**【佐藤忠治副会長】**

以前も議論があつた。「多数意見はこうだ。少数意見はこうだ。」ということでも問題はない。可否同数の場合、答申することができないとしない方がいいと考える。多数意見と少数意見の両方を記載して答申すべきだと思う。

**【土屋郁夫委員】**

可否同数の場合、答申することができないとしない方がいいように思う。

**【佐藤忠治副会長】**

これまでは、意見の集約ができないため、答申することができないとしたことはなかった。

**【新保輝松委員】**

集約の方法はどうするのか。集約方法が、電話なのかメールなのかわからない。

**【岩片班長】**

原則、書面である。当然、記録として残さなければならぬ。そもそも書面審議である。

**【新保輝松委員】**

送り返すのか。

**【岩片班長】**

そうである。

**【濁川清夏委員】**

メールに添付して送り返すことは可能か。

**【俵木晴之委員】**

やはり自署が必要なのではないか。自署して送り返すのが正式な方法だと思う。

**【君波豊会長】**

防犯組合等他団体の総会が書面審議で行われたが、資料とともに送られてきた書面決議の用紙に自署して返送する方法であった。

**【土屋郁夫委員】**

通常の場合も、「2書面審議の方法」にある①から③までと同じ方法か。質問や回答を全委員で共有する場が地域協議会になり、その場でできるということだと思うが。

**【岩片班長】**

通常の場合と緊急時を分けて考えていただきたい。緊急時には、各委員が書面で諮問事項の可否を表明してもらおう。意思表示の結果を共有するため、結果及び答申案を各委員に提示する。そのうえで、表現はいろいろあると思うが、諮問事項の可否を答申する。

**【山岸敏幸委員】**

ルールの説明もあり、いろいろな意見が出ている。第1回地域協議会で、全委員の総意で正副会長を決めたのだから、正副会長が協議により適当な判断をされると思う。付帯意見の取り扱いは、「正副会長の協議により、会長が決定する」ことが一番いいと思う。

**【君波豊会長】**

山岸委員から、付帯意見の取扱については「正副会長の協議により、会長が決定する」が適当ではないかと意見があったが、表決についても「可否同数のときは、会長の決すところによる」という考えでよいか。

**【山岸敏幸委員】**

同数であったら、賛成意見も反対意見も含めて判断していただけるわけだ。書面審議の実施にかかる判断をお任せした以上、表決に関しても同じような計らいをしていただくのが一番いいと考える。

(賛成の声多数)

**【君波豊会長】**

他に意見はないか。

(一同無し)

では、書面審議の表決は案のとおりとし、附帯意見の取扱については、「正副会長の協議により、会長が決定する」ということでよいか。

(一同了承)

協議事項(2) 審議依頼についてに入る。細井委員より審議依頼書が提出されているので、まず趣旨説明を願う。

**【細井雅明委員】**

資料No.2により説明。

**【君波豊会長】**

細井委員の説明に意見、質問はあるか。

**【土屋郁夫委員】**

大賛成である。我が家は三世代で同居しているが、回覧で周知される案内などは、母と妻が見ると回してしまうので子どもは見ない。子どもの情報収集はスマートフォンである。若い人はみんなそうだと思うので、情報発信がない限り埋もれていく。新潟県は観光面が弱いですが、他の観光地などはスマートフォンで飯を食っている。以前、「来月、祭りがあるな」と思い大潟観光協会のホームページを確認しても昨年のもので掲載されておらず、何回もイライラした。鮮度が大事である。工夫次第だと思うので、テーマとしては非常に大事なことだと思う。若い人を巻き込んでもいいのではないかと。ホームページでなくLINEなどで情報発信したほうが、若い人は見ると思う。そんな長い文章もいない。いろいろなやり方があると思うので、提案には賛成だ。

**【俵木一松委員】**

悪くはないと思うが、どこが情報を発信するのか。県内のイベントをみると、イベントを主催する側が情報発信している。大潟区では、こういった情報を誰が発信するのが気になっている。その辺りはどうか。

**【細井雅明委員】**

私はまちづくり大潟でずっと仕事をしてきている。頻繁に更新はしていないが、ホー

ムページも私が作った。まちづくり大潟は営利団体ではない。ひとつの方法として、まちづくり大潟でやるという方法もある。コマーシャルや営利なものを扱わないようにして、そこからリンクするといった方法ができないかと構想する。まちづくり大潟に話しているわけではなく、私の考えであるが。

**【五十嵐郁代委員】**

以前から情報発信の場が必要だと思っていたので、細井委員の提案はいいと思う。1点だけ意見するならば、地域協議会の場で具体的にどのように作るかを協議するのではなく、どのようにしたら作れるかをみんなで考える場を設定することが地域協議会の在り方なのではと思うので、中心になるところがまちづくり大潟でもいいので、どこかが中心になって、一緒になってそういった場を作っていく。そして、いろいろな方の意見を聞き、吸い上げながら作っていただければいいと思う。

**【君波豊会長】**

現在、大潟区内ではまちづくり大潟、スポーツクラブ、観光協会、商工会、総合事務所など、いろいろな団体がホームページをも持って情報発信している。地域協議会、まちづくり大潟、町内会長協議会、総合事務所で構成する大潟区連絡会議という組織もある。新体制となったので、近いうちに集まり情報交換したいと考えている。その場で、この話も出して話し合いさせてもらえればいいのかと思う。地域協議会の今の体制では、発信元として情報源を作るとするのは難しいのかと思うが、各団体の皆さんと相談したい。例えば、まちづくり大潟のホームページを活用してもらい、そこに色々な情報を集める方法もあると思う。そういった形で、連絡会議で協議したいと思うがどうか。

**【佐藤忠治副会長】**

細井委員から提案していただいたので、これを自主的審議事項とするかどうかを決めていただきたい。ここで決めることができなければ、提案の趣旨をお聞きしたので、次回地域協議会で詳しく議論して決定したらどうか。

**【君波豊会長】**

先ほどの発言は、細井委員から趣旨を説明いただき、皆さんの意見等もお伺いした中で、各団体と話し合いをしたうえでどう取り扱うかを決めるのがいいと感じたからである。その後、自主的審議事項として取り上げ議論を深めた方がいいとなれば、その時点で決めればいいのか。また、細井委員は、上越市ではなく大潟区内の情報に対

しての意見である。連絡会議は近いうちに開催したい。連絡会議は地域協議会が招集することになっている。その場で他団体の意見をお聞きしたい。それでよろしいか。

(一同了承)

【土屋郁夫委員】

数年前から、他の区で情報発信している事例があったと思う。

【佐藤忠治副会長】

それはないと思う。

【土屋郁夫委員】

確かホームページ作成等の予算を取っていた。

【君波豊会長】

地域の課題解決ということか。

【土屋郁夫委員】

地域活動支援事業である。過去に見たことがある。今日でなくていいので事務局で確認いただけないか。

【水澤主任】

過去の事例をあたってみる。

【君波豊会長】

審議依頼については終了する。その他に移る。地域活動支援事業の審査を終えての反省会という意見があった。

【金澤信夫委員】

その件についてだが、前回の地域協議会の中で、秋以降に来年の採択のための協議をするので、今のうちに意見や感想を各自メモ等しておき、その時に発表できるように準備しておくことと決まると解釈しており、ここで反省会という話が出ることを疑問に思う。

【君波豊会長】

審査等の意見や改善策など、感じたことを早いうちに出し合ったらどうかという声もあったので、今日、時間があればフリートークの時間を取りたかった。8月の地域協議会で時間が取れば、意見交換の場を設けたいと考えている。また、意見、感想等を記入してもらおう用紙を配布し、記入をしていただきたいと思いますというがいかがか。



【細井雅明委員】

用紙は、項目を作らずに箇条書きで思ったことを記入できるようにしたほうがよい。

【君波豊会長】

では、そういう形で進めていきたいと思うがどうか。

(一同了承)

用紙が届いたら、記入して事務局へ提出いただきたい。

現在、地域協議会だより45号を作成中である。7月25日便で全戸配布する予定でいる。

【土屋郁夫委員】

先ほど大潟区連絡会議の話が出たが、公民館と意見交換をする機会はあるか。昨日、公民会運営会議があり、行事等の状況などの意見交換をしたが、地域協議会と公民館との打ち合わせ等を行っているか。

【君波豊会長】

公民館は、連絡会議には入っていない。ただ、総合事務所が連絡会議に入っているので、公民館に関することが要請されれば反映される。

【土屋郁夫委員】

情報元としてはあると認識している。今年は、ほとんどの事業が中止という状況である。

【君波豊委員】

他にないか。

(一同無し)

次に事務局から連絡事項はあるか。

【柳澤次長】

第5回地域協議会の開催日は、8月27日午後6時30分からとしたいがいかがか。

(一同了承)

【佐藤忠治副会長】

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-534-2111 (内線 201、216)

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。